利　用　上　の　注　意

1　本書に納めた各統計の集約時点は、特別の表示がある場合を除いて年度末（令和７年３月 31 日）である。

2　保険給付に関する各表中の「件数」、「日数」及び「費用額」は次のとおりである。

（１）件　数　療養の給付については、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の枚数をいう。
療養費及びその他給付については、支給決定された件数をいう。

（２）日　数　診療日数をいう。

（３）費用額　診療報酬点数の費用額をいう。費用額には患者の一部負担金及び感染症法等制度によって公費負担された分を含む。

3　各表中の用語の意味は次のとおりである。

（１）療 養 諸 費＝
- 療養の給付＋入院時食事療養・生活療養費＋訪問看護療養費＋療養費＋特別療養費＋移送費
- 療養の給付＋入院時食事療養・生活療養費＋訪問看護療養費＋療養費＋特別療養費＋移送費＋手数料

（２）保険給付費＝療養の給付＋入院時食事療養・生活療養費＋訪問看護療養費＋療養費＋特別療養費＋移送費＋高額療養費＋出産育児一時金等その他の保険給付

（３）受　診　率＝件数（年間総数）÷被保険者数（年間平均）×100

4　各統計中の数値端数処理は、表示単位未満を四捨五入している。これによらない場合は、欄外の（注）に端数処理の方法を個別に示している。

なお、四捨五入をしているため、合計が 100%とならない場合もある。

5　受診率、一人当たり額及び一世帯当たり額を算出する場合、各被保険者数等については以下の数字を基礎として用いた。

平均被保険者（世帯）数‥‥‥市町村　令和６年３月～令和７年２月の平均
組　合　令和６年４月～令和７年３月の平均

6　「一人当たり医療費」において、入院の医療費には食事・生活療養、入院外の医療費には調剤の医療費をそれぞれ合算しており、また、医療費の総計には訪問看護及び療養費等を計上している。（※「一日当たり医療費」において療養費等は医療費に含まない。）